

事 務 連 絡
令和 5 年 9 月 14 日

都道府県薬剤師会 事務（局）長 殿

日本薬剤師会
総務部総務課

マイナンバーカード活用等に向けた積極的な周知の御協力をお願いについて
(依頼)

平素より本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび厚生労働省医薬局総務課長より、別添のとおり協力依頼がありましたのでお知らせいたします。

マイナンバーカードの普及については、これまでも政府主導での取組が進められ、2023年8月20日現在、マイナンバーカードの有効な申請受け付け率は78.0%を超えました。今後、カードの利便性がますます求められることから、貴会におかれましてもマイナンバーカードの活用等に向けて、地域薬剤師会・貴会会員への情報提供など、ご協力をお願いいたします。

以上

令和5年9月12日

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

厚生労働省医薬局総務課長

マイナンバーカード活用等に向けた
積極的な周知の御協力をお願いについて
(依頼)

貴団体におかれましては、平素から医薬行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

マイナンバーカードの取得等の促進については、全業所管官庁を通じて関係業界団体等に対する要請を行ってきているところですが、マイナンバーカードの有効申請受付数が78.0%を超え(2023年8月20日現在)、今後はカードの利便性が求められるところ、以下の点について、是非、更なるマイナンバーカード活用等に向けた積極的な周知に御協力くださいますようお願い申し上げます。

1. マイナンバーカードの機能等について

(1) マイナポイント第2弾の申込期限は2023年9月末までです。

マイナポイント第2弾については、2023年2月末までにマイナンバーカードの交付申請をされた方が対象で、ポイントの申込みには、マイナンバーカードが必要です。マイナポイント第2弾では、次の施策に応じてキャッシュレス決済サービスのポイントを受け取ることができ、最大20,000円分のマイナポイントを取得することができます。

施策① 選択した決済サービスの利用・チャージ金額に応じて、最大5,000円分のマイナポイント^{※1、※2、※3}

施策② 健康保険証としての利用申込みで7,500円分のマイナポイント

施策③ 公金受取口座の登録完了で7,500円分のマイナポイント

【周知に当たって】

特に以下の点については、様々な媒体で広く周知していただきますようお願いいたします。

ア ポイントの申込期限は2023年9月30日であり、ポイント申込期限の延長はありません。

イ 決済サービスによっては、上記ポイント申込期限よりも早期に申込みを終了する場合があります。また、施策①の最終決済・チャージ期限についても、マイナポイント事業ホームページ^{※4}等を確認の上、お早めに申込みを行ってください。

ウ ポイント申込期限間際は自治体のカード交付窓口やポイント申込手続支援窓口は混雑が予想されるため、自治体窓口での支援を希望する場合は、特にお早めに手続を行ってください。

エ 施策③では2023年9月30日までにマイナポータルから公金受取口座の登録の申請が必要ですが、公金受取口座の登録申請をしてから登録完了までに数日の期間を要する可能性があるということからも、カードの受取はお早めに行っていただくとともに、公金受取口座の登録申請手続もお早めにお願いたします。

- ※1 マイナポイントの申込後、選択したキャッシュレス決済サービスで 20,000 円までのチャージまたはお買い物をする、ご利用金額の 25%のマイナポイント（最大 5,000 円分）を受け取ることができます
- ※2 マイナンバーカードを既に取得した方のうち、マイナポイント第1弾の未申込者も含まれます。
- ※3 第1弾で5,000円分のマイナポイントを取得済みの方は対象外となります。
- ※4 「マイナポイント事業」ホームページ (<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>)

(2) 健康保険証として利用することができます。

マイナンバーカードを取得した後に、以下3つのいずれかの方法でお申し込みができます。

- ① マイナポータルにログインし、「マイナンバーカードの健康保険証利用申込」から利用登録をしていただく、
- ② 事前にセブン銀行の ATM や市区町村の窓口などで健康保険証の利用登録をしていただく、
- ③ オンライン資格確認の運用を開始している保険医療機関・薬局の窓口に設置されている顔認証付きカードリーダーを利用して健康保険証の利用登録をしていただく、

ことにより、マイナンバーカードを健康保険証として利用いただくことが可能です。

マイナンバーカードを健康保険証として利用して受診していただくことで、患者本人の同意により、医療機関・薬局において、患者のお薬の履歴や特定健診の情報などが閲覧可能となり、より良い医療を受けられるようになります。また、2023年1月26日から紙でやりとりしていた処方箋をオンラインで運用することができる電子処方箋も始まりました。これは、会社の従業員の福利厚生の向上や従業員が加入する健康保険組合等の保険者に係る事務のコスト縮減も期待できます。



※マイナ保険証の医療機関や薬局での使い方についての動画・リーフレットを公開しています。

【動画】https://www.youtube.com/watch?v=xm5yq_Ld83c

【リーフレット】

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5200774c-f08b-4585-8298-e994e16e3711/afa19ed2/20230825_policies_mynumber_utilization_outline_01.pdf

(3) 公金受取口座の登録ができます。

公金受取口座登録制度^{※5}は、国民の皆様には1人1口座、給付金等の受取のためのご本人名義の口座を、国（デジタル庁）に登録していただく制度です。これにより年金、児童手当など、幅広い給付金申請の際に、口座情報の記入や通帳の写し等の提出が不要となるほか、行政機関の書類確認が省略でき、緊急時の給付金などを迅速に受け取ることができます。^{※6}

また、行政機関での公金受取口座情報の利用が始まっています。

- ※5 公金受取口座登録制度の詳細は、デジタル庁 HP を御確認ください。
デジタル庁 HP「公金受取口座登録制度」
(https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/)



※6 口座の登録をもって、給付金の申請が完了するわけではありません。
別途申請などが必要になります。

(4) スマホ用電子証明書搭載サービスが始まりました。

2023年5月11日から、Android 端末において、スマホ用電子証明書搭載サービスが始まりました。

マイナンバーカードをお持ちの方を対象に、マイナンバーカードと同等の機能（署名用及び利用者証明用の電子証明書）を持った、スマートフォン用の電子証明書の搭載サービスです。これによりマイナンバーカードを持ち歩くことなく、スマートフォンだけで、様々なマイナンバーカード関連サービスの利用や申込ができるようになります。また、4桁の暗証番号に代わり、スマートフォン本体の生体認証機能を活用することも可能です。（機種により、利用できない場合があります。）

本サービスのリーフレット（別添）については、紙媒体も用意しておりますので、関係業界団体等にお配りいただけますと幸いです。紙媒体をご希望の場合、リーフレットの希望数をデジタル庁広報戦略チームまでご連絡ください。

(5) 最新の利用者情報（基本4情報）提供サービスが始まりました。

2023年5月16日から、最新の利用者（基本4情報）提供サービスが始まりました。

公的個人認証サービスを用いて事前に本人から同意を受けている前提で、顧客の最新の基本4情報（住所、氏名、生年月日および性別）をJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）にいつでもオンラインで照会できるようになるサービスです。これにより、例えば金融機関等では、顧客の住所変更等をすぐに確認できるようになります。今後は、既存の顧客からの同意をスムーズに得ることができるよう、定期的なお知らせの郵便などから、マイナポータルにアクセスして同意が取得出来るような、QRコードを使ったような仕組みも検討していきます。

2. 会員事業者への要請・周知について

貴団体におかれましては、(1)のとおり、会員事業者に対して、マイナンバーカード活用等に向けた積極的な周知について要請していただきますとともに、(2)の別添資料等について情報提供いただきますようお願い申し上げます。

(1) 要請文の発出について

- ① 会員事業者への呼びかけに係る通知のひな形（別添）をご活用下さい。なお、貴団体の実態を踏まえ、適宜修正いただいて結構です。また、本依頼文書を添付していただいても差支えありません。通知の発出は、可能な限り速やかに実施していただければ幸いです。

(2) 関連資料の送付

(1)の要請文の発出と併せて、次の関連資料を会員事業者にご提供いただき、マイナンバーカードの活用に向けた積極的な周知にご活用下さい。

- ・資料1_マイナンバーカードでマイナポイント
- ・資料2_マイナポイント第2弾広報用ちらし
- ・資料3_マイナポイント申込期限について（ポスター等の掲示物用）

- ・資料4_マイナンバーカードを保険証として使うには
- ・資料5_本人口座登録のお願い
- ・資料6_スマホ用電子証明書搭載サービス
- ・資料7_公的個人認証サービスを利用した最新の利用者情報(4情報)提供サービス

また、このほかにも既存のリーフレット及びチラシにつきましては、以下のデジタル庁ウェブサイトにも掲載しておりますので、是非ダウンロードの上、メールでのご周知やイントラネットへの掲載に御利用ください。

デジタル庁ウェブサイト

ホーム > 政策 > マイナンバー（個人番号）制度・マイナンバーカード
> ロゴ、リーフレット等 > 広報資料

[広報資料 | デジタル庁 \(digital.go.jp\)](https://www.digital.go.jp/)

https://www.digital.go.jp/policies/mynumber_resources/

別添

令和5年 月 日

〈業所管団体等会員〉
会員各位

〈業所管団体等〉
一般社団法人 ○○○
会長 ○○○

マイナンバーカード活用等に向けた
積極的な周知の御協力のお願について
(依頼)

貴社におかれましては、平素から○○○、厚く御礼を申し上げます。

マイナンバーカードの取得等の促進については、全業所管官庁を通じて関係業界団体等に対する要請を行ってきているところですが、マイナンバーカードの有効申請受付数が78.0%を超え(2023年8月20日現在)、今後はカードの利便性が求められるところ、以下の点について、是非、更なるマイナンバーカード活用等に向けた積極的な周知に御協力くださいますようお願い申し上げます。

1. マイナンバーカードの機能等について

(1) マイナポイント第2弾の申込期限は2023年9月末までです。

マイナポイント第2弾については、**2023年2月末までにマイナンバーカードの交付申請をされた方が対象で、ポイントの申込みには、マイナンバーカードが必要です。**マイナポイント第2弾では、次の施策に応じてキャッシュレス決済サービスのポイントを受け取ることができ、最大20,000円分のマイナポイントを取得することができます。

- 施策① 選択した決済サービスの利用・チャージ金額に応じて、最大5,000円分のマイナポイント※1、※2、※3
施策② 健康保険証としての利用申込みで7,500円分のマイナポイント
施策③ 公金受取口座の登録完了で7,500円分のマイナポイント

【周知に当たって】

特に以下の点については、様々な媒体で広く周知していただきますようお願いいたします。

ア ポイントの申込期限は2023年9月30日であり、ポイント申込期限の延長はありません。

イ 決済サービスによっては、上記ポイント申込期限よりも早期に申込みを終了する場合があります。また、施策①の最終決済・チャージ期限についても、マイナポイント事業ホームページ※4等を確認の上、お早めに申込みを行ってください。

ウ ポイント申込期限間際は自治体のカード交付窓口やポイント申込手続支援窓口は混雑が予想されるため、自治体窓口での支援を希望する場合は、特にお早めに手続を行ってください。

エ 施策③では 2023 年 9 月 30 日までにマイナポータルから公金受取口座の登録の申請が必要ですが、公金受取口座の登録申請をしてから登録完了までに数日の期間を要する場合があるということからも、カードの受取はお早めに行っていただくとともに、公金受取口座の登録申請手続きもお早めをお願いします。

※1 マイナポイントの申込後、選択したキャッシュレス決済サービスで 20,000 円までのチャージまたはお買い物をすると、ご利用金額の 25%のマイナポイント（最大 5,000 円分）を受け取ることができます

※2 マイナンバーカードを既に取得した方のうち、マイナポイント第 1 弾の未申込者も含まれます。

※3 第 1 弾で 5,000 円分のマイナポイントを取得済みの方は対象外となります。

※4 「マイナポイント事業」ホームページ (<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>)

(2) 健康保険証として利用することができます。

マイナンバーカードを取得した後に、以下 3 つのいずれかの方法でお申し込みができます。

- ① マイナポータルにログインし、「マイナンバーカードの健康保険証利用申込」から利用登録をしていただく、
- ② 事前にセブン銀行の ATM や市区町村の窓口などで健康保険証の利用登録をしていただく、
- ③ オンライン資格確認の運用を開始している保険医療機関・薬局の窓口に設置されている顔認証付きカードリーダーを利用して健康保険証の利用登録をしていただく、

ことにより、マイナンバーカードを健康保険証として利用いただくことが可能です。

マイナンバーカードを健康保険証として利用して受診していただくことで、患者本人の同意により、医療機関・薬局において、患者のお薬の履歴や特定健診の情報などが閲覧可能となり、より良い医療を受けられるようになります。また、2023 年 1 月 26 日から紙でやりとりしていた処方箋をオンラインで運用することができる電子処方箋も始まりました。これは、会社の従業員の福利厚生の向上や従業員が加入する健康保険組合等の保険者に係る事務のコスト縮減も期待できます。



※マイナ保険証の医療機関や薬局での使い方についての動画・リーフレットを公開しています。

【動画】https://www.youtube.com/watch?v=xm5yq_Ld83c

【リーフレット】

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5200774c-f08b-4585-8298-

[e994e16e3711/afa19ed2/20230825_policies_mynumber_utilization_outline_01.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5200774c-f08b-4585-8298-e994e16e3711/afa19ed2/20230825_policies_mynumber_utilization_outline_01.pdf)

(3) 公金受取口座の登録ができます。

公金受取口座登録制度^{※5}は、国民の皆様には1人1口座、給付金等の受取のためのご本人名義の口座を、国（デジタル庁）に登録していただく制度です。これにより年金、児童手当など、幅広い給付金申請の際に、口座情報の記入や通帳の写し等の提出が不要となるほか、行政機関の書類確認が省略でき、緊急時の給付金などを迅速に受け取ることができます。^{※6}

また、行政機関での公金受取口座情報の利用が始まっています。

※5 公金受取口座登録制度の詳細は、デジタル庁 HP を御確認ください。
デジタル庁 HP「公金受取口座登録制度」

(https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/)

※6 口座の登録をもって、給付金の申請が完了するわけではございません。
別途申請などが必要になります。



(4) スマホ用電子証明書搭載サービスが始まりました。

2023年5月11日から、Android 端末において、スマホ用電子証明書搭載サービスが始まりました。

マイナンバーカードをお持ちの方を対象に、マイナンバーカードと同等の機能（署名用及び利用者証明用の電子証明書）を持った、スマートフォン用の電子証明書の搭載サービスです。これによりマイナンバーカードを持ち歩くことなく、スマートフォンだけで、様々なマイナンバーカード関連サービスの利用や申込ができるようになります。また、4桁の暗証番号に代わり、スマートフォン本体の生体認証機能を活用することも可能です。（機種により、利用できない場合があります。）

本サービスのリーフレット（別添）については、紙媒体も用意しておりますので、関係業界団体等にお配りいただけますと幸いです。紙媒体をご希望の場合、リーフレットの希望数をデジタル庁広報戦略チームまでご連絡ください。

(5) 最新の利用者情報（基本4情報）提供サービスが始まりました。

2023年5月16日から、最新の利用者（基本4情報）提供サービスが始まりました。

公的個人認証サービスを用いて事前に本人から同意を受けている前提で、顧客の最新の基本4情報（住所、氏名、生年月日および性別）をJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）にいつでもオンラインで照会できるようになるサービスです。これにより、例えば金融機関等では、顧客の住所変更等をすぐに確認できるようになります。今後は、既存の顧客からの同意をスムーズに得ることができるよう、定期的なお知らせの郵便などから、マイナポータルにアクセスして同意が取得出来るような、QRコードを使ったような仕組みも検討していきます。

2. 貴社の従業員等への周知について

貴社におかれましては、従業員等に対して、マイナンバーカード活用等に向けた積極的な周知をしていただきますとともに、(1)の関連資料について情報提供いただきますようお願い申し上げます。

(1) 関連資料の送付

以下の関連資料を従業員等に御提供いただき、マイナンバーカードの活用に向けた積極的な周知にご活用下さい。

- ・資料1_マイナンバーカードでマイナポイント
- ・資料2_マイナポイント第2弾広報用ちらし
- ・資料3_マイナポイント申込期限について（ポスター等の掲示物用）
- ・資料4_マイナンバーカードを保険証として使うには
- ・資料5_本人口座登録のお願い
- ・資料6_スマホ用電子証明書搭載サービス
- ・資料7_公的個人認証サービスを利用した最新の利用者情報（4情報）提供サービス

また、このほかにも既存のリーフレット及びチラシにつきましては、以下のデジタル庁ウェブサイトにも掲載しておりますので、是非ダウンロードの上、メールでの周知やイントラネットへの掲載に御利用ください。

デジタル庁ウェブサイト

ホーム > 政策 > マイナンバー（個人番号）制度・マイナンバーカード
> ロゴ、リーフレット等 > 広報資料

[広報資料 | デジタル庁 \(digital.go.jp\)](#)

https://www.digital.go.jp/policies/mynumber_resources/



よくあるご質問について

申込

3つのポイント(施策①マイナンバーカードの新規取得等/施策②健康保険証としての利用申込み/施策③公金受取口座の登録)は別々の決済サービスに申し込んでもいいの？

申込できる決済サービスは1人につき1つです。ただし、2022年6月29日以前に施策①を申込済の方に限り、施策②③は施策①とは別の決済サービスに申込できます。※施策②と施策③は別の決済サービスでは申込みできません。

申込時に必要な決済サービスの情報はどんなものなの？
ポイントを受け取るキャッシュレス決済サービスを選択する際に、会員IDやカード番号などの情報が必要となります。入力する情報は決済サービスごとに異なります。



どの決済サービスで申込めるの？
対象となる決済サービスは、マイナポイント事業ホームページでご確認ください。なお、マイナポイントは、利用規約上、ご本人名義のキャッシュレス決済サービスで申込む必要があります。決済サービスはおおむね1つだけ選択していただきますが、申込み後に決済サービスを変更することはできません。

子どもマイナンバーカードを持っているけど、マイナポイントをもらえないの？
申請者が未成年者の場合は、法定代理人の同意を得て、本人が本人名義の決済サービスでマイナポイントを申し込み必要があります。ただし、自身での申込が困難な場合など、やむを得ない事由がある場合で法定代理人(父・母などの親権者等)がマイナポイントの申込手続きをおこなう場合には、法定代理人名義の決済サービスで申込むこともできます。※同じ決済サービスに複数のマイナポイントを申請して付与することはできません。

申込後

申込みが完了したかどうかは、どうやってわかるの？
申込状況が「付与確定」になれば、申込完了しています。
申込状況の確認は、マイナポイントアプリまたはマイナポイント申込サイトでできます。
スマートフォン
マイナポイントアプリを起動し、「申込み状況を確認」をタップ、マイナンバーカードとパスワード(数字4桁)を使ってログインし確認を行うことができます。

ポイント付与について

ポイントはいつ付与されるの？付与されたかどうかは、どうやってわかるの？
マイナポイント付与のタイミングは決済サービスごとに異なります。申し込みだ決済サービスのアプリやホームページの会員ページなどでご確認いただくことができます。
マイナポイントアプリやマイナポイント申込サイトでは確認できません。



デジタル庁 総務省 厚生労働省
お問い合わせ 0120-95-0178
お問合せ
厚生労働省
総務省
デジタル庁



最大 20,000円分のマイナポイント

申込にはマイナポイントアプリ(スマホ)が必要です。
※お近くのマイナポイント手続きスポットでも申込可能です。

をもらうために必要なこと

1. マイナポイントの申込みに、2023年2月末までにマイナポイントカードが必要。
マイナポイントの申込みに、対象の決済サービスが必要。
あらかじめご利用ください。
申込後に決済サービスの必要はございません。
慎重にお選びください。
2. 5,000円分のポイントをもつためには、健康保険証としての利用申込みと公金受取口座の登録が完了していることが必要です。
※③④⑤にはそれぞれ期限があります。詳しくは中冊をご覧ください。
3. 2023年9月末までにマイナポイントの申込が完了していることが必要です。
マイナンバーカードをお手元にご用意の上、お手持いにお申込みください。
4. 5,000円分のポイントをもつためには、健康保険証としての利用申込みと公金受取口座の登録が完了していることが必要です。
5. 15,000円分のポイントをもつためには、健康保険証としての利用申込みと公金受取口座の登録が完了していることが必要です。



マイナポイントの申込期限は、2023年9月末まで！

マイナポイント 申請HPをご確認の上、早めにお手続きください。

選択した決済サービスの利用・チャージ金額に応じて最大5,000円分のマイナポイント

健康保険証としての利用申込みで7,500円分のマイナポイント

公金受取口座の登録完了で7,500円分のマイナポイント

※1. マイナポイントの申込後、選択したキャッシュレス決済サービスで20,000円までのチャージまたはお買い物をする。ご利用金額の25%のマイナポイント(最大5,000円分)を受け取ることができます。※2. マイナンバーカードを照らし取付した方のうち、マイナポイント第1弾の申込みも含まれます。※3. 第1弾で5,000円分のマイナポイントを取得済みの方は対象外となります。※4. マイナポイントの対象となるマイナンバーカード(申請届出後にカードを申請された場合は、マイナポイントの申込みをすることができません。※5. 健康保険証利用申込み情報や公金受取口座登録情報を確認後、マイナポイント申込で選択した決済サービスにポイントが付与されます。

⚠️ お願い
お選びいただく決済サービスによっては、2023年9月末よりも申込の受付を終了する場合があります。マイナポイント事業者へご確認の上、お申込みください。

詳しくは、マイナポイント 検索 または QRコードは (株)デンソーウェブの 商標登録です。

2023年3月発行

⚠ 各申込み期限についての注意事項

ご希望の決済サービスがある場合はマイナポイントの申込みはお早めに!!

~2023年9月29日

2023年9月30日

一部の決済サービスでは
各種期限が9月30日よりも早期に
設定されています

マイナポイント
申込み期限



※1 申込み期限までに、申込みを完了する必要があり。申込み画面の途中で申込み期限を過ぎた場合は、申込みができません。
※2 決済サービス毎の詳しい期限は、マイナポータル事業HP各キャッシュ決済サービス詳細ページや各サービスセンターなどをご確認ください。
※3 マイナポータルでの公金受取口座の登録申請後、金融機関での口座確認等で登録完了までに一定の期間がかかる場合があります。公金受取口座の登録申請は、お早めに行うようお願いいたします。

マイナポイントを申し込みましょう!

マイナポイントは選んだ決済サービスのポイントとして、付与されます。
マイナポイント申込みで決済サービスを1つ選択しましょう。
※マイナポイントの申込みにはマイナンバーカードが必要です。

3つの方法・場所で申込みできます

24時間、申込可能です!

スマートフォン

マイナポイントアプリ
をダウンロード

パソコン

カードリーダー
+
マイナポイント
申込サイトを検索

**マイナポイント
手続スポット**

- マイナポイント手続スポット**
- 市区町村窓口
 - KDDI (auショップ)
 - NTTドコモ (ドコモショップ)
 - イオングループ (総合スーパー(GMS)、一部の食品スーパー(SM))
 - セブン銀行 (ATM)
 - ソフトバンク
 - (ソフトバンクショップ/ワイモバイルショップ)
 - ビックカメラグループ (ビックカメラ、コジマ、ソフマップ)
 - ヤマダデンキ
 - 郵便局
 - ローソン (マルチコピー機)
- 一部、対応していない市区町村や店舗もあります。

マイナポイント申込みの詳しい流れはこちらから確認できます!

スマートフォン、パソコンで申し込み

手続スポットで申し込み

種類	適用した決済サービスの利用・チャージ金額に応じて 最大5000円分のマイナポイント	健康保険証としての利用申込みで 7500円分のマイナポイント	公金受取口座の登録完了で 7500円分のマイナポイント
準備するもの	不要 ※マイナポイント申込みと同様に申込み可能です ※マイナポイント申込み前に公金受取口座の登録を完了する必要があります	不要 ※マイナポイント申込みと同様に申込み可能です ※マイナポイント申込み前に公金受取口座の登録を完了する必要があります	マイナポータルへのアクセスや金融機関での口座確認には一定の期間がかかる場合があります。マイナポイント申込み前に公金受取口座の登録を完了する必要があります

申込み前に準備いただくもの

～デジタル庁・総務省・厚生労働省からのお知らせ～

**お早めにマイナンバーカードを受け取り、
マイナポイントを申込みください！**

① マイナポイントの申込期限は、
2023年9月末です。

9月末よりも早く
申込みを締め切る
決済サービスも
あるから注意！



② ポイントの申込みには、2023年2月末までに
申請したマイナンバーカードが必要です。
市区町村から交付通知書が届いたら、
お早めにカードを受け取りにお越し下さい。

※ ポイント申込期限(9月末)間際には窓口が混雑します。
マイナンバーカードのお受け取りはお早めに!!

 選択した決済サービスの 利用・チャージ金額に応じて 最大 5,000円分	+	 健康保険証としての 利用申込みで 7,500円分	+	 公金受取口座の登録完了で 7,500円分
--	---	--	---	---

マイナポイントの申込方法 3選


①スマートフォンから
申込む場合



「マイナポイント」アプリを
インストール。

ログイン後、画面の指示に
従ってお申込ください。

②パソコンから
申込む場合




「マイキーID作成・登録準備
ソフト」をインストール。

※対応するICカードリーダ
ライタが必要となります。

画面の指示に従って
お申込ください。

③手続スポットから
申込む場合




◆ このマークが目印！

全国約7万箇所の端末で
お手続きが可能です。
■郵便局 ■セブン銀行(ATM)
■ローソン(マルチコピー機)
■市区町村窓口 等

申込み時に
準備するもの

- ・マイナンバーカード
- ・数字4桁のパスワード
(暗証番号)
- ・決済サービスID/
セキュリティコード



詳しくは

マイナポイント

検索

または



※QRコードは
(株)デンソーウェブの
商標登録です。

第2弾

マイナビカードで
マイポイント

最大 **20,000**円分!

ポイントの申込期限は**9月末!**

カードの受取り
ポイントの申込みは
期限を待たずにお早めに!!!

期限の延長はありません

マイナンバーカードを健康保険証として使うには

1

読み取り

マイナンバーカードをカードリーダーに入れてください

※カードリーダーには複数の種類があります



2

本人確認

顔認証または暗証番号のどちらかを選んでください

顔認証の場合

画面の枠に顔が収まるようにすると自動的に撮影されます。



または

暗証番号の場合

カード申請時に設定した4桁の暗証番号を入力します。

暗証番号の入力



3

同意取得

医師・薬剤師に提供する情報を選んでください

①過去の診療/薬剤情報

過去の診療、処方された薬の情報を医師・薬剤師に提供します。

お薬情報に関する
情報提供の同意について

同意する

同意しない

②特定健診情報

メタボ健診（40～74歳）や高齢者健診（75歳以上）の結果を提供します。

40歳以上対象
特定健診情報の提供
について

同意する

同意しない・40歳未満

4

受付完了

受付が完了します。カードをカードリーダーからお取りください

高額療養費制度※をご利用される方は、カードを取らずに限度額情報を「提供する」を押してください。窓口で限度額以上の支払いが不要になります。

※高額療養費制度について詳しくは裏面をご覧ください

限度額情報を
提供しますか

提供する

提供しない

マイナ保険証を使うとどんな良いことがあるの？

メリット
1

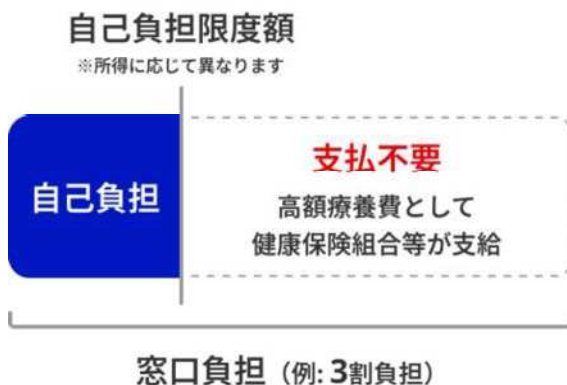
より良い医療を受けることができます

医療機関・薬局を受診した際に、診療/薬剤の情報や特定健診等の結果の提供に同意すると、医師や薬剤師からご自身の情報に基づいた総合的な診断や重複する投薬を回避した適切な処方を受けることができます。

メリット
2

窓口で限度額以上の支払いが不要になります（高額療養費制度）

高額な医療費が発生する場合でも、マイナンバーカードを健康保険証として使うことで、医療機関の窓口で高額な医療費を一時的に自己負担したり、書類申請手続きをする必要がなくなります。



メリット
3

引越や、就職・転職の後もそのまま健康保険証として使えます

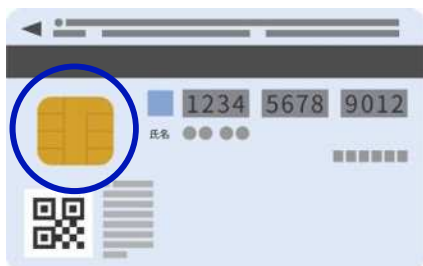
転職や転居等による健康保険証の切り替え更新が不要です。

※新しい保険者へ加入の場合は手続きが必要です。

マイナンバーカードを安心してお使いいただくために



マイナンバーが他人に見られたとしても、他人が本人になりすまして手続きを行うことはできません。個人情報の保護には十分な安全対策が講じられていますので、安心して利用できます。



マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合においても、カードおよびICチップに個人情報・医療情報は含まれません。そのため、キャッシュカードのように持ち歩いても問題はありませんが、暗証番号は別で管理をしてください。また紛失した場合は、速やかに下記フリーダイヤルにお電話いただき、一時停止手続きをしてください。

公金受取口座は本人口座の登録をお願いします！



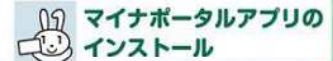
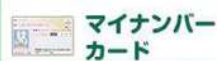
給付金などを受け取るための預貯金口座（公金受取口座）を1人につき1口座、あらかじめデジタル庁に登録する制度です。

給付金などの際に本人以外に振り込むことができないので給付の遅れにつながってしまう可能性があるためです。



マイナンバーカードとマイナポータルを利用して、登録している口座の確認と、変更を行うことができます。

用意するもの



①マイナポータルにログイン



②公金受取口座の登録・変更をクリック



③登録状況等を確認



本人以外の口座が表示されていたり、表示されている口座を変更する場合は「口座情報を変更する」を押してね

詳しくは **公金受取口座 変更 検索**

または



※QRコードは株デンソーウェブの商標登録です



スマホ用電子証明書搭載サービス

2023年5月11日より まずはAndroidから!



- あなたのマイナンバーカードのICチップに格納されている署名用電子証明書を使って、あなたのスマホに、新たにスマホ用電子証明書を搭載するサービスです。
- マイナンバーカードなしで、スマホだけで、様々なサービスの利用や申込ができるようになります。

※搭載できる
スマホ一覧はこちら



- これまでマイナンバーカードの電子証明書を使わないと受けられなかったサービスが、順次、あなたのスマホだけで利用できるようになります。

こんなことがあなたのスマホだけでできちゃう!

① マイナポータル利用

オンライン申請ができる!

自己情報が閲覧できる!

お知らせが届く!



子育て支援



引っ越し



確定申告
(2024年度より)



薬剤・健診情報



母子健康手帳



行政機関からの
お知らせ・各種証明書

② 各種民間オンラインサービスの 申込・利用 (5月11日より順次対応予定)

③ コンビニ交付サービスの 利用 (2023年対応予定)

④ 健康保険証としての 利用 (2024年度対応予定)



銀行・証券
口座開設



携帯電話の
契約



キャッシュレス
決済申込



他にも、順次、さまざまなサービス利用ができるようになります!

お申し込みはカンタン!

SEP 1

お手元に
 ・マイナンバーカード
 ・マイナンバーカードの署名用電子証明書のパスワード (6桁~16桁の英数字)
 ・マイナンバーカード読取に対応したスマートフォンをご用意ください。



SEP 2

・あなたのスマホに、マイナポータルアプリをダウンロードし、起動して下さい。

マイナポータルとは?

マイナポータルとは、子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

<https://myna.go.jp>



SEP 3

・あなたのスマホがスマホ用電子証明書の搭載に対応していた場合、申し込みができる旨が表示されます。画面の指示に従い、お申し込みに進んでください。

※搭載に対応していない場合は表示されません。マイナンバーカードを利用し、マイナポータルはじめ各種サービスをご利用ください。

マイナポータルアプリでスマホ用電子証明書を登録している方へ

スマホ用電子証明書の失効手続き・一時利用停止のお願い

スマートフォンの利用をやめるときは、**ご利用者様ご自身による**スマホ用電子証明書の失効手続きまたは一時利用停止が必要です。

※法律によりご自身で失効手続きを行うことが義務付けられています。販売店舗などのスタッフの方が代行することはできません。

失効手続きが必要なとき

スマートフォンを
下取・買取
に出すとき



スマートフォンを
回収・廃棄
してもらうとき



スマートフォンを
修理
に出すとき



マイナポータルアプリから手続き

失効手続きの手順

それまで利用していたスマートフォンで**マイナポータルアプリを開き、失効手続き**を行ってください。スマホ用電子証明書が無効になります。

パスワード忘れや
端末操作ができない場合は
マイナンバー総合フリーダイヤル
に対処方法をお問い合わせ
ください



再度スマホ用電子証明書を利用する場合は、マイナポータルアプリから利用手続きを行ってください。

マイナポータル
アプリの
操作マニュアルは
こちら



一時利用停止が必要なとき

スマートフォンを
紛失
したとき



スマートフォンが
盗難
にあったとき



一時利用停止の手順

マイナンバー総合フリーダイヤルに連絡し、スマホ用電子証明書の一時利用停止をしてください。一時的にスマホ用電子証明書が無効になります。

一時利用停止後、スマートフォンが手元に戻ってこない場合には、マイナポータルアプリの操作マニュアルをご参照いただき、失効手続きを行ってください。

デジタル庁 総務省

スマホ用電子証明書について不明点がある場合、販売店舗などのスタッフの方では対応できませんので、**マイナンバー総合フリーダイヤルへお問い合わせ**ください。

マイナンバー総合
フリーダイヤル

マイナンバー
0120-95-0178 平日 9:30 ~ 20:00
土日祝 9:30 ~ 17:30

〈メニュー番号〉一時利用停止について▶② / その他失効手続き等のお問合せについて▶④
スマートフォンの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間 365日受け付けます。

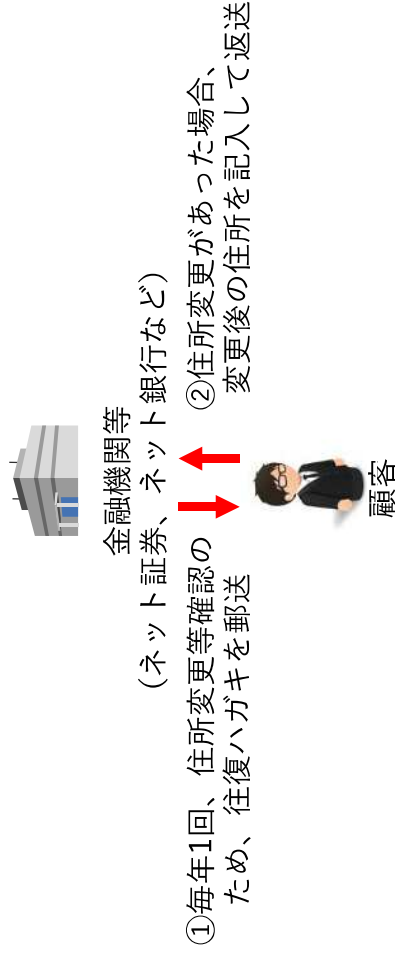
1 公的個人認証サービスを利用した最新の利用者情報（4情報）提供サービス

金融機関等が、顧客申し込み等の際に、公的個人認証サービスを利用して本人確認を行う場合には、同意を得ることにより顧客の変更後の住所等※を国の機関（J-LIS）から入手することができる（※住所、氏名、生年月日、性別の4情報）サービスの開始は令和5年5月16日を予定

サービス活用前

住所等変更確認のために、金融機関等事業者は

1年に1度程度郵送で顧客に確認し、顧客情報を最新化する

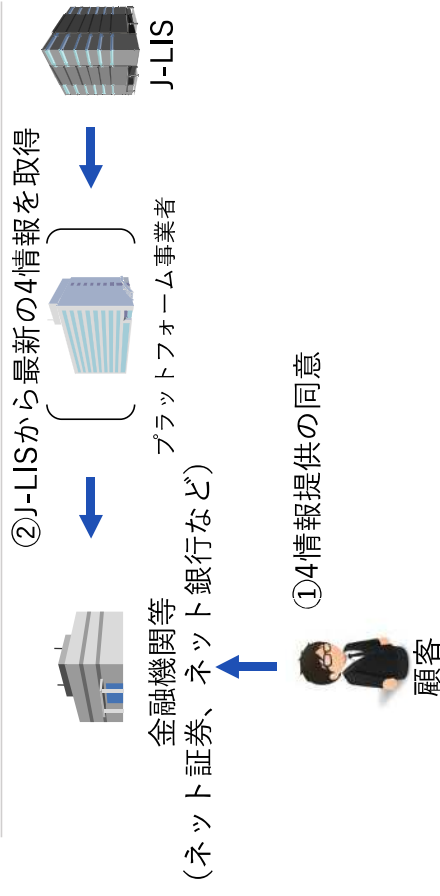


- ・ 顧客の住所等変更のタイミングがすぐにはわからない
- ・ 必ず返信が来るとは限らない
- ・ 郵送費がかかる
- ・ 顧客は、ハガキへの記入、返信が手間

サービス活用後

住所等変更確認のために、金融機関等事業者は

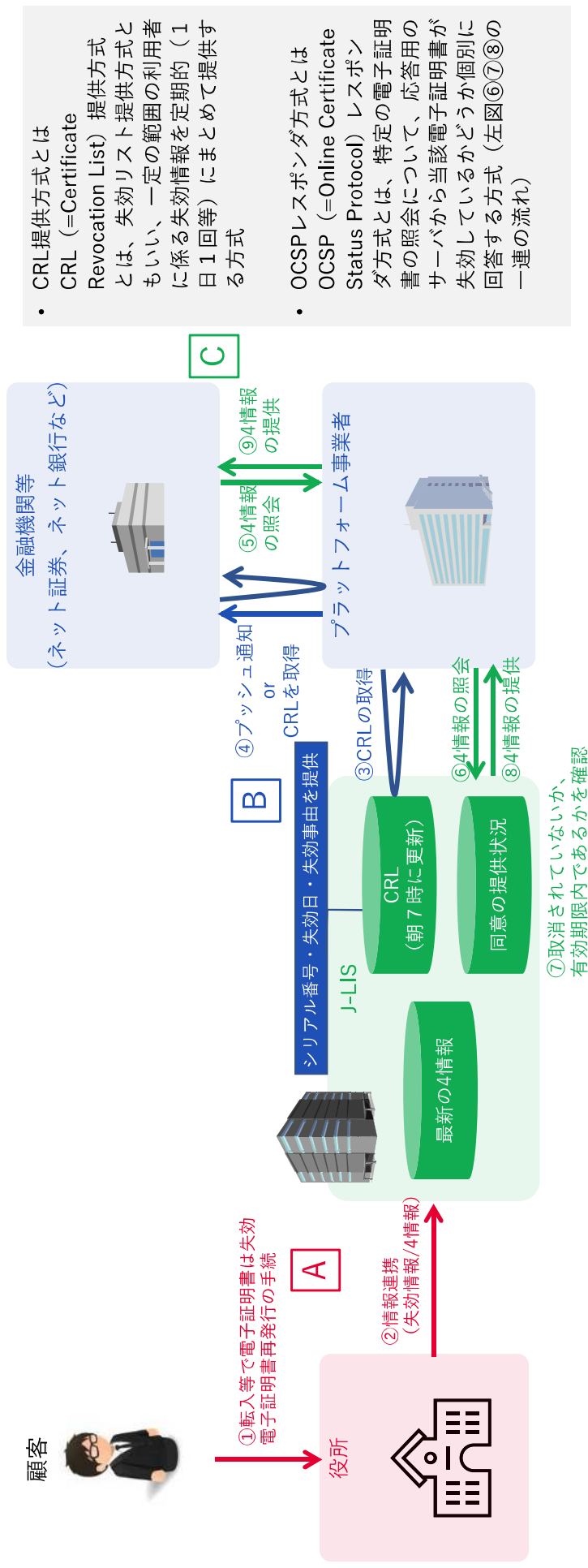
いつでも **オンライン**で顧客情報を最新化できる



- ・ 金融機関は顧客が住所等変更を行うとすぐにわかる
- ・ いつでも照会できる
- ・ 往復はがきでのやり取りが不要になる
- ・ 顧客は、ハガキへの記入、返信の手間がなくなる

1 利用者の住所異動から金融機関等が最新の4情報を取得するまでの流れ

- (下図A) 顧客が、マイナンバーカードの電子証明書の再発行を行った場合、4情報がJ-LISに連携される
- (下図B) プラットフォーム事業者は、毎日作成されるCRL（失効リスト）をJ-LISから入手可能であり、これを活用することで、金融機関等は、住所等変更がある顧客を把握することが可能となる
- (下図C) 金融機関等は、個別に顧客の4情報をプラットフォーム事業者に照会し、J-LISを介して最新の4情報入手することができる



- CRL提供方式とは

CRL (=Certificate

Revocation List) 提供方式

とは、失効リスト提供方式ともいい、一定の範囲の利用者に係る失効情報を定期的（1日1回等）にまとめて提供する方式

- OCSPレスポンス方式とは
OCSP (=Online Certificate Status Protocol) レスポンス方式とは、特定の電子証明書の照会について、応答用のサーバーから当該電子証明書が失効しているかどうか個別に回答する方式（左図⑥⑦⑧の一連の流れ）